

島根県公立高等学校等専攻科生奨学のための給付金給付要綱

(趣旨)

第1条 全ての意志ある高校等専攻科生が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費に係る経済的負担の軽減を図るため、低所得世帯及び家計が急変した世帯に対して島根県公立高等学校等専攻科生奨学のための給付金(以下「給付金」という。)を給付することとし、その給付については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公立高等学校等専攻科 大学への編入学基準を満たす過程又は国家資格者養成課程を有する学科をいう。
- (2) 専攻科生 公立高等学校等専攻科の生徒であって、高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱第3条に規定する専攻科支援金の補助要件を満たす者(特別支援学校の専攻科に通う者を除く。)のうち、各年度の7月1日現在に公立高等学校等専攻科に在籍する者をいう。
- (3) 保護者等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者その他生徒の就学に要する経費を負担すべき者をいう。

(給付の対象)

第3条 給付金の給付対象となる者は、専攻科生の保護者等であって、島根県の区域内に住所を有し、かつ、保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に属する者とする。ただし、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)」による措置費等の支弁対象となる専攻科生であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。)が措置されている専攻科生を除く。

2 前項における生業扶助の措置及び扶養の有無については、各年度の7月1日現在の状況によるものとする。

(給付金の対象及び給付金の額等)

第4条 給付金の対象は、授業料以外の教育に必要な経費とし、給付金の額は、36,500円とする。

2 給付金の給付は一人の生徒につき年1回、通算2回(当該生徒の通う高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回)を上限とする。なお、教育長は前項に定める額を年度内に分割して給付することができる。

(給付申請)

第5条 給付金の給付を受けようとする者は、島根県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める期日までに、給付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して教育長に提出しなければならない。

(給付決定等)

第6条 教育長は、前条の規定による給付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請を審査し、給付決定通知書(様式第2号)又は不給付決定通知書(様式第3号)により通知するものと

する。

(給付金の給付)

第7条 教育長は、前条の規定により給付の決定をした場合においては、速やかに給付金を支払うものとする。

(給付金の代理受領)

第8条 前条の規定により給付金を給付する場合において、当該申請にかかる専攻生が在学する公立高等学校等における学校徴収金等に未納または未収金がある場合は、当該給付金のうち、未納または未収金の額を当該公立高等学校等の長が代理で受領し、当該経費に充てることができるものとする。

2 代理受領した公立高等学校等の長は、当該申請にかかる保護者等に対し、代理受領した理由、本給付金からの充当内容等を明らかにするとともに、残額がある場合は、適切に交付しなければならない。

(給付決定の取消し等)

第9条 教育長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、第6条に規定する給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 給付の決定を受けた者(以下「受給者」という。)が虚偽その他不正な手段によって給付金の給付を受けた場合

(2) その他給付金を給付することが適当でない場合

2 教育長は、前項の取消しを行った場合には、受給者に対し、給付した給付金のうち、当該取消しに係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(給付金の返還)

第10条 受給者は、前条の規定による取消しの命令を受けた場合において、既に給付金の支払いを受けたときは、教育長が別に指示する方法により、給付金を返還しなければならない。

(家計急変)

第11条 教育長は、第3条に定めるもののほか、家計急変により保護者等の収入が著しく減少し、第3条に定める世帯に相当すると認められる者については給付の対象とすることができる。

2 第3条に定める世帯に相当することの判断基準については、別に定めることとする。

(家計急変による給付金の額)

第12条 前条により給付対象となる者は、その年度の6月末までに家計が急変し、教育長が別に定める期限までに申請があった場合、授業料以外の教育に必要な経費として36,500円を給付し、7月以降に家計が急変し申請があった者については36,500円に申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額を給付する。

(基準日以降に入学する生徒)

第13条 各年度の7月1日において公立高等学校等専攻科に在籍しておらず、7月1日以降に入学することが定められている公立高等学校等専攻科に入学した者については、第2条第1項第

2号及び第3条第2項にある「7月1日」を「入学した月の初日」に読み替えるものとする。

(新入生への前倒し給付)

第14条 新入生に対し前倒し給付を行う場合は、第2条第1項第2号及び第3条第2項にある「7月1日」を「4月1日」に読み替えるものとする。

2 新入生に対し前倒し給付を行う場合の給付額は、第4条に定める金額に4分の1を乗じた金額とする。

(オンライン学習に係る通信費)

第15条 給付対象者のうち、通信費を負担し、オンラインを利用した家庭学習等を行う者は、通信費相当分として第4条に定める金額に追加し、別表に定める金額の給付を受けることができる。

2 前項の追加給付を受けようとする者は、教育長が別に定める期日までに、誓約書(様式第4号)を提出しなければならない。

3 本条に定める追加給付の規定は、生活保護受給世帯には適用しない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月8日から施行し、4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月14日から施行し、同年6月5日から適用する。

別表(第15条関係)

オンライン学習に係る通信費

| 申請者区分 | 給付額(年額) |
|---------------------------|---------------------------|
| 1 7月1日現在で非課税である世帯 | 10,000円 |
| 2 新入生への前倒し給付を受け、1に該当しない世帯 | 1,000円 |
| 3 家計急変世帯 | 申請のあった翌月からの月数に1,000円を乗じた額 |